

# 告 示

## 埼玉県告示第二百十二号

測量計画機関である八潮市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年三月二日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

八潮市

### 二 作業種類

公共測量（都市計画基本図作成）

### 三 作業地域

八潮市全域

### 四 作業期間

令和三年二月二十五日から令和三年十二月十七日まで